

Japan Journal of Dance Education

No.21 2020

舞踊教育学研究

舞踊教育学研究

第21号

Forward Kazuko TAKAHASHI 1

Article

The Results and Challenges of Japan Journal of Dance Education
Masako CHINO 3

Development of a Dance Education Study Training Program for
Junior High School Teachers: Focusing on Promotion of Teaching
Materials Comprehension
Shiho HIROKANE, Akemi KAJITANI 13

The 38th Congress Report Eriko HOSOKAWA 26

Abstract of Research Akiko KAWAKAMI 30
Asami NARUSE 32
Kayo KUMAGAI 34
Daisuke OGASAWARA 36
Kazuko TAKAHASHI 38

Shiho HIROKANE, Akemi KAJITANI, Shuji AGO,
Nobuhisa NAKAMURA 40

Yoshiko MURATA, Ayaka HABATA 42

Abstract of Workshop Fumiya AKAHORI 44
Kayo KUMAGAI 46

Annual Report 48

Edited by
Japanese Society of Dance Education
Japan

巻頭言 高橋 和子 1

記念論文

機関誌『舞踊教育学研究』の成果と課題
茅野 理子 3

研究資料

中学校保健体育教員を対象にしたダンス指導の研修プログラム開発
～教材理解の促進に焦点をあてて～ 廣兼 志保・梶谷 朱美 13

特集 第38回全国創作舞踊研究発表会報告 細川江利子 26

研究発表抄録
川上 暁子 30
成瀬 麻美 32
熊谷 佳代 34
小笠原大輔 36
高橋 和子 38
廣兼 志保・梶谷 朱美・吾郷 修治・中村 展久 40
村田 芳子・幅田 彩加 42

ワークショップ抄録
赤堀 文也 44
熊谷 佳代 46

舞踊研究会報告

平成30年度総会議事録 48
事務局よりお知らせ 50

第21号

二〇二〇年三月

日本教育大学協会全国保健体育・保健研究部門
舞踊研究会 2020

日本教育大学協会全国保健体育・保健研究部門 舞踊研究会内規

第1章 総則

第1条 本会は、日本教育大学協会全国保健体育・保健研究部門舞踊研究会と称する。

第2条 本会は、日本教育大学協会全国保健体育・保健研究部門の舞踊担当者および、本会に参加の意志のある保健体育・保健研究部門以外の舞踊教育関係者で組織する。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、主として舞踊教育の理論および実践に関する研究、大学の教授内容ならびに学生の指導に関する調査研究にあたる。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 教員養成を主目的とする大学・学部の舞踊教育およびその施設・設備に関する研究
2. 舞踊教育に関する内外の資料の研究調査
3. 舞踊の研究集会、協議会、発表会等の開催
4. 舞踊の年報、図書その他印刷物の刊行
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 組織

第5条 本会は、次の地区に分ける。
北海道・東北、関東（山梨県を含む）、北陸（長野県を含む）・東海（三重県を含む）、近畿・中国、四国・九州（沖縄県を含む）

第4章 役職員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、事務局長1名、理事4名、監事2名

役員は、原則として、北海道・東北1名、関東3名、北陸・東海1名、近畿・中国1名、四国・九州1名の候補者（大会担当2名を含む）を地区ごとに推薦し、総会において承認する。

第7条 会長、副会長（編集委員長を兼ねる）、事務局長は理事の互選による。

第8条 会長は、会を代表して会務をつかさどり、保健体育・保健研究部門の理事を兼ねる。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第10条 役員任期は2年とし、留任を妨げない。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会、理事会とする。

第12条 総会は、年1回会長がこれを招集し、会員の二分の一以上の出席をもって成立する（委任状を含む）。

総会では、次の事項を議決する。議決は、出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

1. 予算・決算
2. 規約改正
3. その他重要な事項

会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

第13条 理事会は、会長がこれを招集し、総会に提出する議案を審議するとともに予算・決算ならびに事業について協議し執行する。

第14条 理事会は、研究会等の事業を執行するために、当番大学を設ける。

第15条 全国創作舞踊研究発表会および研究会等の当番大学は、当番大学が必要と認めた場合、隣接大学との協力において事業を執行する。

第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費および寄附金による。

第17条 会費は、一人年間5,000円とする。

第18条 本会の会計年度は4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 その他

第19条 本会の内規は、総会において参加者の三分の二以上の同意を得なければ、これを改正することはできない。

附則1 この内規は、昭和58年12月12日から適用する。

附則2 この内規は、昭和61年12月22日から適用する。

附則3 この内規は、平成4年12月20日から適用する。

附則4 この内規は、平成6年12月20日から適用する。

附則5 この内規は、平成9年12月20日から適用する。

附則6 この内規は、平成18年12月25日から適用する。

附則7 この内規は、平成26年4月1日から適用する。

附則8 この内規は、平成28年4月1日から適用する。

「舞踊教育学研究」投稿規定

I 和文規定

1. 本誌に投稿できるのは、日本教育大学協会全国保健体育・保健研究部門舞踊研究会会員とする。

2. 投稿できる論文の内容は、舞踊教育に関する総説、原著論文、実践研究、研究資料（以上査読有り）、評論、短報、研究ノート、実践ノート（以上査読無し）のいずれかに該当するもので、完結したものに限る。

3. 本誌に掲載された原稿は、原則として返却しない。

4. 原稿は、wordで作成するものとし、A4版白無地用紙に完全原稿として作成する。本文は10.5ポイントの明朝体を使用し、22字×43行×2段を以て1ページとする（余白設定 上30mm 下25mm 左右22mm 段間約2文字分）。本文はひらがな現代仮名遣いとする。外国語を仮名書きにする場合は、カタカナとする。

5. 総説、原著論文、実践研究、研究資料は、原則として、1編につき、図表、抄録を含めて、刷り上がりが10ページ以内とする。評論、短報、研究ノート、実践ノートは6ページ以内とする。この枚数を超過した場合や特殊な編集・印刷を要した場合には、投稿者の負担とする。原則、校正時の大幅な加筆や削除は認めない。また、校正時の修正によって入稿時とページ割り付けに変更が生じた場合は1ページにつき3,000円を負担する。

6. 文献は、原則として、本文の最後にアルファベット順に記載し、本文中の該当箇所文献番号を、半角上付き文字（片括弧閉）で、（例）¹⁾、²⁾のように表記する。文献の記載は以下を原則とする（全文に依拠とした場合pp.、一部を引用・参考した場合pp.、当該頁から引用・参考をした場合p.を添える）がページ表記があれば必ずしもこの通りでなくてもよい。

イ) 単行本 著者名（西暦年）. 書名. 発行所：出版地. （必要に応じてページ）

ロ) 雑誌論文 著者名（西暦年）. 論文名. 雑誌名：巻（号）：ページ

ハ) 論文集 著者名（西暦年）. 論文名. 編者名. 書名. 発行所：出版地, ページ

7. 注をつける場合は、本文中のその箇所に、半角上付き文字（片括弧閉）で、（例）^{注1)}、^{注2)}のように通し番号を付し、本文と文献表の間に一括して記載する。

8. 査読ありの投稿論文の原稿には、欧文抄録および和文抄録（抄録和訳文）を添えることを原則とする。

イ) 標題ページには、論文名、著者名、所属機関名（組織が大きい場合は部所名まで）とそれらの英訳を記載する。連絡先（住所）は1頁日本文内に記載する。また、論文の分類項目を所定位置に記載する。

ロ) 欧文抄録は、欧文規定4の文字数×20行程度とする。

ハ) 和文抄録（抄録和訳文）は、1段組み、44字×10行程度とする。

ニ) キーワードは、原著論文、実践研究、研究資料については5個程度とする。

ホ) 原則として、標題ページ以外には著者名及び所属機関名を記載しない。審査段階では、本文その他において著者自身の著書・論文等に言及する必要がある場合にも一人称的な表現を避け、また謝辞等も付さない。これらについては、審査終了後の入稿原稿時に記載できるものとする。

9. 提出する原稿は、オリジナル原稿1部と、表題ページの著者名および所属機関名を削除したコピー3部の合計4部とする。なお、併せて必ず電子媒体による投稿も行うものとする。

10. 投稿論文は、「舞踊教育学研究」編集委員会に送付する。

11. 欧文のチェックは投稿者によるものとする。

II 欧文規定

1～3. 和文規定と同じ。

4. 原稿は、原則として、A4版白無地用紙に作成する。本文は、半角文字で88字×43行を以て1ページとする（余白設定 上30mm 下25mm 左右22mm 段間約2文字分）。

5～7. 和文規定と同じ。

8. 和文規定に準じる。ただし総て半角文字を使用する。

9. 和文規定に準じる。ただし、（例）^{注1)}、^{注2)}代わりに、（例）*¹⁾、*²⁾を用いる。

10. 原稿には、和文の表題と抄録を添える。

a) 和文規定イ)と同じ。

b) 和文抄録は、和文規定ハ)と同様、1段組み、44字×10行程度とする。

c) 和文規定ニ)と同じ。

11～13. 和文規定と同じ。

申し合わせ事項 当面の間、投稿論文が受理された場合は、30,000円を納入する。

査読のない短報等の短い論考については1ページにつき3,000円を納入する。

なお、投稿者には、投稿料にみあう冊数を分配する。

[平成23年12月改訂]